

政労使の意見交換

(開催要領)

1. 開催日時：令和7年3月12日(水) 18:00~19:00
2. 場 所：総理大臣官邸4階大会議室
3. 出席者：

(政府)

石破 茂	内閣総理大臣
林 芳正	内閣官房長官
赤澤 亮正	新しい資本主義担当大臣
福岡 資麿	厚生労働大臣
村上 誠一郎	総務大臣
中野 洋昌	国土交通大臣
古賀 友一郎	経済産業副大臣
笹川 博義	農林水産副大臣
古谷 一之	公正取引委員会委員長
橘 慶一郎	内閣官房副長官
青木 一彦	内閣官房副長官
佐藤 文俊	内閣官房副長官

(経済界)

十倉 雅和	日本経済団体連合会会長
小林 健	日本商工会議所会頭
森 洋	全国中小企業団体中央会会長
森 義久	全国商工会連合会会長

(労働界)

芳野 友子	日本労働組合総連合会会長
清水 秀行	日本労働組合総連合会事務局長

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 事
2025年春季労使交渉の集中回答の機会をとらえ、今後の中小企業や小規模企業の賃金交渉に向けて、労使の皆さんと意見交換を行う
3. 閉 会

(資料)

資料 1	公正取引委員会委員長提出資料
資料 2	日本労働組合総連合会 芳野会長提出資料
資料 3	日本商工会議所 小林会頭提出資料
資料 4	全国中小企業団体中央会 森会長提出資料
資料 5	全国商工会連合会 森会長提出資料
資料 6	厚生労働大臣提出資料
資料 7	総務大臣提出資料
資料 8	国土交通大臣提出資料
資料 9	経済産業副大臣提出資料
資料 10	農林水産副大臣提出資料

○赤澤新しい資本主義担当大臣

本日は、2025年春季労使交渉の集中回答の機会を捉え、今後の中小企業や小規模企業の賃金交渉に向けて、労使の皆様と意見交換を行わせていただくこととしました。

2024年の春季労使交渉では、賃上げ率は5.1%と33年ぶりの高水準となりました。石破政権では、労使の皆様ベースアップを念頭に、33年ぶりの高水準の賃上げとなった昨年の勢いで、大幅な賃上げへの御協力をお願い申し上げます。

足元の政府の取組について御報告いただくとともに、労使双方の立場から、今後の中小企業や小規模企業の賃金交渉に向けて御意見を伺いたいと思っております。

本日は、十倉会長にもリモートで御参加をいただいているところでございます。

それでは、まず「下請法改正法案の概要」について、公正取引委員会の古谷委員長から御説明をいただきます。

○古谷公正取引委員会委員長

適切な価格転嫁を我が国の新たな商慣習として、サプライチェーン全体で定着をさせるということで、下請法の改正法案を昨日国会に提出いたしました。その内容について御説明させていただきます。

資料1の2ページを御覧いただきたいと思っております。

主な改正の中身を5項目並べております。

(1)といたしまして、コスト上昇局面において適切な価格転嫁が行われる取引環境を整備するため、協議を適切に行わずに一方的な代金額を決定することを禁止することとしております。

(2)といたしまして、発注者側の資金繰り負担を受注者側に負わせることを防止するため、下請取引におきましては手形払などを禁止することとしております。

(3)といたしまして、物流分野の取引適正化を図るため、荷主である事業者が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、下請法の新たな規制対象に追加することとい

たしております。

(4) といたしまして、いわゆる「下請法逃れ」を防ぐために、下請法の適用基準として、現行の資本金基準に加え、従業員基準を追加することとしております。

(5) であります。下請法の面的な執行の強化とありますけれども、事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与することなどによりまして、関係省庁と連携をして下請法の運用の実効性を高めることといたしております。

それから、下段にありますが、取引当事者の意識など、時代の趨勢を踏まえまして、「下請事業者」を「中小受託事業者」と、「親事業者」を「委託事業者」と、それぞれニュートラルな用語に改めるなど、用語の見直しを行うことといたしております。

これらの改正事項の詳細については、3ページ以降を御覧いただければと思います。

こうした下請法の改正を通じまして、取引上の立場の弱い中小の受注者の皆様が価格交渉しやすくなり、賃上げ原資を確保できるよう、先般から進めております労務費の転嫁指針の周知徹底などの取組を更に強化することと併せまして、今後とも適正な価格転嫁を促す取引環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○赤澤新しい資本主義担当大臣

ありがとうございました。

続いて、御出席の労使の皆様から御発言を賜りたいと思います。

最初に、日本経済団体連合会の十倉会長、お願いいたします。

○日本経済団体連合会十倉会長

ありがとうございます。オンラインにて失礼します。経団連会長の十倉でございます。

今年の春季労使交渉につきましては、繰り返し申し上げますとおり、2023年を起点、2024年を加速、そして、2025年を力強い賃上げのモメンタムを定着させる年にできるかどうか、極めて重要な局面にあると考えています。

経団連はこの力強いモメンタムの定着への貢献を社会的責務と位置づけ、各企業に直接、ベースアップを念頭に置いた検討を強く呼びかけるべく、地方別経済団体等が開催した全国約60回の講演会等で説明するなど、精力的に活動を展開してまいりました。

こうした中、物価上昇への対応や人への投資の観点から、回答指定期日より前に賃金の大幅引上げを表明する企業が見られるなど、定着に向けた息吹を感じながら本日の集中回答日を迎えました。

現在、私どもで把握して承知している限り、製造業を中心に多くの大企業におきまして今年も1万円以上の大幅なベースアップ、1万5000円に迫るところも数多くございました。定昇込みで5%を超える高い水準の賃金引上げ、そして、労働組合の要求どおりの満額回答や、昨年以上の回答も多く見られました。何よりもベースアップを念頭にということを我々強調してまいりましたので、大幅なベースアップの回答が続いていることを歓迎したいと思います。

これは、賃金引上げや総合的な処遇改善など、人への投資の重要性を労使で深く共有し、自社にとって継続可能な賃金引上げについて、真摯な議論を重ねてきた結果と受け止めております。賃金引上げの力強いモメンタムの定着に向けて着実な一歩を踏み出した内容であると、非常に心強く感じております。

本日示された回答が、今後、中小企業をはじめ、これから労使交渉の佳境を迎える多くの企業に波及し、前向きな検討を後押しすることで、賃金引上げの力強いモメンタム定着の手応えが確信へと変わることを大いに期待しております。

そして、この力強いモメンタムを真の意味で定着させるためには、賃金は上がっていくものという考えを社会的規範、ソーシャルノルムとする必要がございます。

そのためには、とりわけ、約7割の働き手を雇用する中小企業における賃金引上げと、その原資の安定的な確保が欠かせません。中小企業によるDXやGXに向けた投資はもちろん、研究開発、イノベーション創出、海外展開などを後押しし、中小企業の生産性の改善・向上の取組を支援することが求められています。

こうした取組に加えまして、適正な価格転嫁と販売価格アップを受け入れることをノルム化することも非常に重要であります。

経団連は、引き続き、サプライチェーン全体の支援の一環として、パートナーシップ構築宣言の参画企業の拡大と実効性の確保に取り組んでまいります。

更に、ソーシャルノルム化に向けては、我が国の商取引が、中小企業同士、また、企業と消費者間など、必ずしも大企業と中小企業といった単純なサプライチェーンにつながっていないものが多いことをよく認識する必要があります。適正な価格転嫁に加えて、適正な販売価格アップを社会全体で受け入れていくことが肝要と考えます。

こうしたメッセージを、経団連は今後もできるだけ多くの機会を捉えて発信し続け、賃金引上げの力強いモメンタムの定着と、ひいては成長と分配の好循環の実現に貢献してまいります。

私からは以上でございます。

○赤澤新しい資本主義担当大臣

ありがとうございます。

次に、日本労働組合総連合会の芳野会長、お願いいたします。

○日本労働組合総連合会芳野会長

ありがとうございます。連合の芳野でございます。

本日までの賃上げ結果を中小企業で働く人や有期・短時間・派遣等で働く人を含め、昨年以上に社会全体に広げていくことが重要です。生活向上を実感できる賃上げを実現し、賃金も物価も安定的に上昇する経済社会を巡航軌道に乗せることは、政労使が同じ方向であると認識をしております。

日本の未来を切り開くために、中小、小規模事業所、非正規雇用で働く人を含め、賃上げが当たり前の社会の実現に向けて、それぞれの立場を認識し、責任を果たしていくこと

が必要であります。

今年も開催されました地方版政労使会議については、地域における機運醸成に一定の効果があったと受け止めております。

その上で、価格転嫁指針は徐々に浸透が図られているものの、現場からは、指針が公表されて1年以上経過しているにもかかわらず労務費の価格転嫁は進んでいないとの声も多いのが現状です。適正な価格転嫁はまだまだ道半ばであり、業種による違いも大きいことから、さらなる周知徹底の強化を求めます。

また、適正取引と適切な価格転嫁に向けて、下請法の改正は非常に重要です。一定の準備・周知期間を設けた上で、来年2026年の春季生活闘争に間に合うタイミングで施行できるように、速やかに国会審議を進めていただきたいと思います。

次に、賃上げ率の低い業種と職種への対応です。厚生労働省の2024年の賃上げ実態調査では、賃上げの改定額、率ともに、医療・福祉が最も低い結果でした。2024年度補正予算による人材確保策を着実に進めるとともに、医療・介護・保育などの分野が魅力ある職場となるよう、さらなる処遇改善策を求めます。

労務費を含む価格転嫁指針は、国や地方が民間に発注する事業にも適用されます。国としてしっかり取り組んでいただきたいと思います。自治体についても、国と地方の関係を踏まえつつ、公正取引委員会あるいは所管省庁からの働きかけを強化していただきたいと思います。

補正予算で手当てされた重点支援地方交付金は、生活者支援・事業者支援に加え、公共調達における労務費を含めた価格転嫁の円滑化などにも活用できることを改めて周知し、地方自治体に対し積極的な活用を促していただきたいと思います。

以上でございます。

○赤澤新しい資本主義担当大臣

ありがとうございます。

続いて、日本商工会議所の小林会頭、よろしく願いいたします。

○日本商工会議所小林会頭

ありがとうございます。日商会頭の小林でございます。

資料3を御覧ください。

満額回答が連発されまして、私どももいささかあおられておる状態でございますが、大手各社が昨年に引き続いて大幅な賃上げを行っていること、これは歓迎いたします。

物価と賃金の好循環を着実に進めていくためにも、地方の中小企業・小規模事業者を含む社会全体での賃上げ定着が必要であります。我々日商といたしましても、会員企業に賃上げを全力で働きかけているところでございます。

商工会議所が昨年の12月に行いました調査では、2025年度に賃上げ実施予定とする中小企業は約半数、未定が3割弱、26.1%あります。この未定というのは、賃上げ予備軍と申しましょうか、春闘の結果を見ながらレートを決めていくということで、全体的にはこれ

を合計して70～80%が賃上げに踏み切るであろうと予測をしております。

大手企業では初任給の引上げも盛んでありますが、生活費の負担が高い中高年を含む幅広い世代で賃上げに取り組み、消費意欲を喚起していくこともまた重要かと考えております。

一方で、依然として、賃上げを実施する中小企業の6割は、人材の確保・定着を目的とした、いわゆる業績の改善を伴わない防衛的な賃上げであります。これを前向きかつ持続的な賃上げに変えていかなければなりません。原資の確保に向けて、政府も生産性向上への支援、あるいは価格転嫁の推進などを進めていただいていると思いますが、まだ道半ばというのが正直なところでございます。

さて、小売、サービス等のいわゆるBtoCの価格転嫁を進めるために、今年重要なのは消費者のデフレマインドを払拭するという点であります。良い物、良いサービス、おいしい物には値がつくということ、あるいは、適切な価格で買えば、巡り巡って家計にもプラスになるということを消費者に浸透させることが必要であります。官民で協力して取組を継続してまいりたいと思います。

続きまして、本日のテーマではありませんが、最低賃金について一言申し上げます。

商工会議所が先日公表した調査では、2024年度の最低賃金引上げにより賃上げを行った中小企業は、地方で半数近くに達します。政府が掲げる「2020年代に1,500円」という目標について、中小企業の7割超が対応不可能あるいは困難であるという回答が寄せられました。地方、小規模の企業では4社に1社が対応不可能と回答し、仮に7.3%の引上げが行われた場合には、2割が廃業・休業を検討している。これはデータとして提出いたします。

低所得者層の賃金底上げは重要であります。しかしながら、企業の支払能力を超える引上げが続けば、地方の生活や産業インフラを支える小規模企業が事業継続を断念し、地方経済の減退につながることもまた懸念されるわけでありまして。

最低賃金の引上げ自体に異論はございませんが、そのスピードと上げ幅については、地方の中小企業、あるいはそこで働く人の実態を十分に踏まえて、丁寧な議論を行うべきと考えます。この意見交換の場でも改めて議論をさせていただきたいと思っております。

私からは以上です。

○赤澤新しい資本主義担当大臣

ありがとうございました。

続きまして、全国中小企業団体中央会、森洋会長、よろしくお願ひいたします。

○全国中小企業団体中央会森（洋）会長

全国中小企業団体中央会会長の森でございます。

本日は、発言の機会を与您いただき、ありがとうございます。

中小企業の足元の経営環境は、原材料、燃料、人件費等のコストの上昇に加え、物価高の影響で個人消費も伸び悩んだことから、製造業、非製造業ともに景況感が低下しております。

全国中央会では、2月に価格転嫁、賃上げ、最低賃金に関する調査を行い、その概要を配付した資料にまとめました。

資料の1ページを御覧ください。

価格転嫁状況と転嫁率の調査結果です。価格転嫁を実現したとする割合は41.8%にとどまっており、転嫁率については、10%未満が38.4%、30%未満は70.1%と、地域の中小企業では価格転嫁が不十分であります。

資料2ページは、賃金改定実施予定と予定平均賃金改定率の結果であります。引き上げる予定としている企業は64.6%、予定平均賃金改定率を3.0%程度とする企業が22.6%と最も高くなっております。

資料の3ページは、賃上げに対する経営者の意見を一部抜粋したものです。物価上昇や人材確保のために賃上げをする必要性は理解しているものの、企業内努力だけで継続した賃上げは難しいとの意見が多く見られます。

このような状況で、中小企業が賃上げを実現するためには、次に述べる対策を政労使一体となって取り組んでいくことが必要だと考えております。

第1は、さらなる価格転嫁の促進であります。

中小企業の持続的賃上げには、中小企業対中小企業の価格転嫁が必須であります。そのため、下請代金法と下請振興法の改正と運用強化や、公正取引委員会の価格転嫁ガイドラインのさらなる徹底、官公需の価格転嫁を行うために、令和6年度補正予算で措置されました物価高騰対応臨時交付金の活用により、特に市町村レベルでの公共調達における労務費を含めた速やかな調達価格の引上げの徹底をお願いいたします。

例えば、政府のエネルギー価格激変緩和措置が縮減されたため、燃料費が途中で上昇しましたが、途中の価格変更に応じてもらえず、公共事業を受注した企業や組合の持ち出しとなっている事例があります。

第2は、物価の安定と資金繰りです。

賃上げと成長の好循環を実現するためには、物価の安定と物価上昇を上回る賃上げが続くことで、消費者の予想が変わり、需要が拡大することが必要であります。このため、輸入物価をはじめ、マイルドな物価上昇が継続するよう、政策を講じていただくことを要望いたします。

また、金利の上昇により金融機関の貸出し態度が厳しくなっていることから、政府系金融機関を中心に、資金繰りのサポートをきめ細かに行っていただきますようお願いいたします。

第3は、生産性向上への支援であります。

持続的な賃上げには、中小企業の実産性を高めるとともに、高付加価値の製品・サービスを供給できる稼ぐ力を強化する必要があります。ものづくり補助金や省力化投資補助金等の生産性向上の対策を継続的に実施できますようお願いいたします。

第4は、最低賃金です。

調査の中で、最低賃金の急激な引上げは対応が困難という意見があります。賃上げを継続するためには、同じ原資を使う最低賃金引上げの負担と増加する社会保障料負担についても総合的に御配慮いただくようお願いいたします。

特に、最低賃金の決定については、法定3要素のデータに基づき、地域の実態に合った引上げとなるよう、審議会での決定をお願いいたしたいと思っております。

私どもでは、持続的な賃上げを実現させるべく、中小企業の経営者にマインドのリセットを求めています。政府におかれましては、中小企業が持続的な賃上げができるよう、これまで申し上げましたお願いを中心とした環境整備や支援策の実施をお願いいたします。

私からは以上です。

○赤澤新しい資本主義担当大臣

ありがとうございました。

続きまして、全国商工会連合会の森義久会長、よろしくをお願いいたします。

○全国商工会連合会森（義）会長

全国商工会連合会の森でございます。

本日は、このような機会をいただき、誠にありがとうございます。

まず、賃上げについて申し上げます。

物価高の中、継続的に賃上げしていくことは、地方の中小企業・小規模事業者にとっても重要です。実際、積極的に実施しており、全国連の調査では、令和6年度は賃上げ実施企業が前年の約7割から8割超に増加し、4%を超える賃上げを実施している企業も22%から34%と増加しております。売上げが「横ばい」、「減少」と回答した企業でも、前年よりも10%以上多い80%が実施しており、実情としては、売上げ、利益が伸びない中、経営者が身を削って賃上げしている企業がほとんどであります。

次に、価格転嫁について申し上げます。

物価上昇や賃上げによりコストが上昇しており、上昇分の7割以上を転嫁できている企業はいまだ1割から2割台にとどまっているのが現状です。事業者からは、競争がある以上は価格上昇分を全て転嫁することは困難だとの悲痛な声が届いております。

令和7年度の見通しについて申し上げます。

多くの中小企業・小規模事業者が賃上げに取り組むと考えておりますが、物価上昇が続き、価格転嫁が十分でない状況では、賃上げの原資を確保することはかなり困難であり、大手企業以上の引上げは現状を考えるとかなり厳しいと感じております。

次に、最低賃金について申し上げます。

最低賃金について現在の水準を負担に感じている事業者は97.2%に上り、また、売上げ2,000万円以下では15%近くが今後の大幅な引上げで事業規模の縮小や休廃業の検討を選択肢に入れており、今後の引上げに伴いこの比率はますます高くなると考えられます。

政府の掲げる目標どおり引き上げた場合、地方、特に人口減少が著しく、まさに人材希少社会となっている商工会地域から、欠かすことのできない事業や雇用が失われ、地方創

生の実現に大きな支障が出ることを強く懸念しております。この点については、また議論もさせていただきたいと考えております。

続いて、賃上げに向けた支援策について申し上げます。

補正予算で補助金・助成金を措置していただいておりますが、一定数の事業者は支援策を活用できていない状況です。事業者からは、自己負担額が厳しい、申請期限が合わない、人手不足で申請や事業を遂行できないと、制度の拡充・改善を求める声に加えて、国の支援では設備の導入等による生産性向上が基本であることから、賃金の上昇分などコストの軽減に向けて直接的な支援策を求める声が上がっております。

そのような声を受け、群馬県では、地方創生臨時交付金を活用し、5%以上賃上げした企業に対し、従業員1人当たり5万円、最大20人まで、申請の上限は100万円という支援を予定されており、他の県でも一部で同様の賃上げに対する支援策を実施されております。

このような支援策により事業者が賃上げを実施し、賃金が増加した従業員の方が地域で消費し、経済を回すことが地域における経済の好循環につながり、ひいては地方創生の実現に資するものと考えております。

政府の掲げる賃上げの中小企業・小規模事業者への波及に向けては、これまでの価格転嫁対策や生産性向上のための支援策を更に強化していただくことに加えて、物価上昇が続きコストの増加に苦しむ中小企業・小規模事業者に対して、直接的なコスト削減や賃上げの原資を生み出す支援の強化が必要不可欠と考えております。

政府におかれましては、地方創生臨時交付金の拡充や、地方自治体への働きかけなどを通じて、中小企業・小規模事業者への支援を強化していただきますよう、お願いいたします。

以上を私の発言とさせていただきます。

○赤澤新しい資本主義担当大臣

ありがとうございました。

次に、閣僚などの皆様から御発言をお願いいたします。

まず、厚生労働大臣、お願いします。

○福岡厚生労働大臣

本日は、春季労使交渉の集中回答日でございますが、昨年につき、大企業を中心に賃上げの力強い動きが出てきました。電機や機械金属を中心に各産業の大手企業では、昨年超えを含む高い水準の回答が相次いでおります。こうした賃上げの流れを、今後、地方や中小企業、また、非正規雇用労働者にも波及させていくことが重要です。

このため、お手元にお配りしています資料の1枚目のとおり、全国47都道府県において政労使が参画する地方版政労使会議を開催しておりまして、これまで44か所において政労使のトップ等に御出席いただき、賃上げに向けた機運醸成に取り組んでまいりました。

また、資料の2枚目のとおり、人手不足であります現場人材におけるスキル評価制度を構築して、リ・スキリングを促し、生産性向上を通じた賃上げ環境を整備することを目的

として、積極的な周知・活用に取り組んできたところでありまして、昨日、3団体の検定に対して、本制度による初の厚生労働大臣認定を行いました。

昨年12月に内閣官房により設置されました関係省庁連絡会議に参画し、現場人材を所管する業所管省庁に評価制度の活用を働きかけており、今後とも認定に向けて支援を行ってまいります。

最後になりますが、引き続き、今年の春季労使交渉において労使で真摯な検討と交渉が行われ、社会全体で昨年に負けない力強い賃上げの機運が醸成されていくことを期待しております。

以上です。

○赤澤新しい資本主義担当大臣

ありがとうございます。

続いて、総務大臣、お願いいたします。

○村上総務大臣

資料の1ページ、2ページを見ていただけたらと思います。

賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済を実現するためには、地方の官公需においても適切に価格転嫁が行われることが重要であります。このため、総務省においては自治体に対し、最新の実勢価格を踏まえた適切な予定価格の設定や、低入札価格調査制度等の適切な活用等の取組を要請してきているところであります。

また、自治体施設の光熱費の高騰やごみ収集等に係る委託料の増加への対応として、令和7年度地方財政計画に前年度比300億円増の1,000億円を計上しています。

更に、補正予算に計上した重点支援地方交付金6,000億円を活用し、価格転嫁の円滑化に対応することが可能である旨を自治体に周知するとともに、適切な価格転嫁を依頼しているところであります。新年度においても、引き続き交付金が活用されるよう働きかけてまいります。

今後とも、あらゆる機会を捉えて自治体の価格転嫁の取組を促すことで、地方の官公需において適切に価格転嫁が行われるよう、総務省として取り組んでまいります。

以上であります。

○赤澤新しい資本主義担当大臣

ありがとうございます。

続きまして、国土交通大臣、お願いいたします。

○中野国土交通大臣

私からは、建設業、物流業における賃上げに向けた価格転嫁促進策について申し上げます。

資料8の1ページ目を御覧ください。

建設業につきましては、先月総理にも御出席をいただきました建設業団体との車座におきまして、技能者の賃金のおおむね6%上昇を目標とし、取組を強力に推進することを申

し合わせました。

2 ページ目を御覧ください。

本年3月から適用する公共工事設計労務単価は、平均で前年度比プラス6.0%となり、13年連続の上昇となりました。今後は、今回の単価引上げが技能者の賃上げに結びつくよう、適正な転嫁を通じて、下請事業者が労務費をしっかりと確保できるようにすることが重要でございます。

今般、改正建設業法に基づきまして、資材費や労務費を転嫁する際の協議ルールを策定しましたので、その周知徹底を図るとともに、ルールの実効性確保に向け、建設Gメンによる実地調査や改善の指導を強化してまいります。

3 ページ目を御覧ください。

次に、物流業におきましては、賃上げの原資となる適正な運賃を運送事業者が収受できる環境の整備が必要でございます。このため、来月施行される改正物流法に基づきまして、契約内容の明確化や多重下請構造の是正に取り組んでまいります。

加えて、標準的運賃につきましては、官公庁等が荷主となる場合を含めて活用を進めてまいります。

トラック・物流Gメンにつきましては、昨年11月に改組いたしまして人員も大幅に拡充しました。また、トラック・物流Gメンへの通報を理由として、荷主等が運送事業者等に不利益な取扱いをすることが今回の下請法改正により禁止されることなどの改正事項も踏まえまして、事業所管大臣の権限を適切に行使してまいります。

あわせて、価格交渉の促進等につきまして、関係省庁と連携して荷主へ働きかけるとともにトラック運送業界にも要請をすることで、トラックドライバーの賃上げの実現に向けて全力で取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

○赤澤新しい資本主義担当大臣

ありがとうございました。

続いて、経済産業副大臣、よろしく願いいたします。

○古賀経済産業副大臣

経済産業省でございます。

日本経済を成長型経済へと移行させていく上で、現在の物価上昇に負けない持続的・構造的な賃上げを定着させ、加えて、防衛的な賃上げではなくて、企業が喜んで賃上げできる環境整備をしていく必要がございます。中でも、我が国の雇用の約7割を占める中小企業による賃上げの原資を拡大するために、価格転嫁や生産性向上支援などをより一層推進してまいります。

資料9の1ページを御覧ください。

価格転嫁につきましては、右下の円グラフでございますけれども、価格転嫁をできている企業の割合は徐々に上昇はしてきているものの、いまだ半分に達しておりません。

2 ページ目をお願いいたします。

価格転嫁を阻害する商習慣を一掃するため、1 ポツに記載のように、各大臣から所管業界に対する要請を行うこと。

2 ポツ目ですが、官公需についても適切な交渉・転嫁を行うこととしております。

更に、3 ポツ目、パートナーシップ構築宣言の実効性向上に向けた取組を進めます。

次に、3 ページ目をお願いいたします。

多段階の取引構造では、深い取引階層ほど転嫁割合が低くなる傾向も見られますため、サプライチェーン全体での価格転嫁を促すことが重要であります。このため、下請法と併せて下請振興法の改正案を昨日閣議決定したところであります。これによりまして、複数の取引段階にある事業者間の連携を促すなど、必要な措置を講じてまいります。

これらに加えまして、最後の4 ページ目でございますけれども、持続的な賃上げに必要な不可欠な中小企業の生産性向上に向けまして、高付加価値な新製品・サービスの開発や新市場への進出、省力化投資・デジタル投資等を促進してまいります。

以上、経済界の皆様におかれましては、取引階層の深い企業への価格転嫁の浸透等に率先して取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

○赤澤新しい資本主義担当大臣

ありがとうございます。

続いて、農林水産副大臣、お願いいたします。

○笹川農林水産副大臣

農林水産省です。

3月7日に閣議決定されました、食料の持続的な供給のための法案について御説明します。

お手元の資料10を御覧ください。

まず1 ページ目を御覧ください。

昨年、食料・農業・農村基本法が改正され、国民に対する食料の安定的な供給のためには、農業・食品産業の発展を通じて食料の供給能力の維持が図られなければならないとされました。

2 ページを御覧ください。

食料を持続的に供給していくためには、生産から消費までの各段階の関係者が生産性の向上や食料供給への理解など、協調して取り組む必要があります。特に、消費者の理解を得ながら食料システムの持続性を確保する必要があります。

3 ページを御覧ください。

今回の食料システム法案では、生産・製造・流通・小売の各段階を通じてコストを明確化し、食品事業者には生産性向上を促し、消費者には食料供給への理解を醸成することとしていますが、これらの取組は賃上げによる購買力の確保と一体で進めなければなりません。

食料の持続的な供給と消費者の理解醸成の両立は難しい課題ですが、今取り組まなければ農業者が更に減少し、食料供給に支障を招く、そういった危機感を持って対応してまいります。

以上であります。

○赤澤新しい資本主義担当大臣

ありがとうございました。

それでは、総理から本日の取りまとめの御発言をお願いしたいと思います。

その前にプレスが入室します。

(報道関係者入室)

○赤澤新しい資本主義担当大臣

それでは、総理から取りまとめの御発言をいただきます。

○石破内閣総理大臣

先ほど、経団連会長から、賃上げの力強い勢いの定着に向けて、多くの企業で今年も高い水準の回答がみられたと、そのような御報告をいただきました。

昨年11月に政労使の意見交換で、私から大幅な賃上げへの御協力をお願いして以来、年末の経済対策や補正予算の成立、今年1月の国内投資拡大のための官民連携フォーラムなどを通じて、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」の実現に向けた機運が高まり、官民の連携が一層進んできたことが実を結んできていると考えております。改めて、御協力と御尽力に感謝を申し上げます。ありがとうございます。

一方で、中小企業関係団体の皆様方からは、労務費の価格転嫁や生産性向上への支援の更なる強化が必要であるとの御発言をいただきました。今後の中小企業や小規模企業の賃上げに向け、政策を総動員いたしてまいります。

自治体の公共調達について、総務大臣は、自治体に対し、重点支援地方交付金6,000億円を活用するなどにより、労務費の転嫁が適切に行われるよう、強く働きかけてください。

価格転嫁については、昨日、協議に応じない一方的な価格決定の禁止などを盛り込んだ下請代金法（下請代金支払遅延等防止法）と下請振興法（下請中小企業振興法）の改正法案を国会に提出をいたしました。早期の法案成立を目指してまいります。

社会の機能を維持するために必要不可欠な仕事に従事しておられるエッセンシャルワーカーの方々を中心に、スキルを向上させれば、適切に評価され、賃金が上がるようにすることを目指してまいります。昨日、スキル検定制度の初回の認定が行われました。各大臣は、本制度の活用と、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の遵守について、所管業界に周知し、更なる働きかけをお願いを申し上げます。

中小・小規模企業の生産性向上のため、省力化投資・デジタル投資等を促進し、人材・経営基盤を強化する事業承継やM&A（買収と合併）等を更に後押しをいたします。

最低賃金につきましては、本日の議論も踏まえ、赤澤大臣を中心に、引上げのための効果的な施策を具体化し、5月めどに取りまとめてください。

物価上昇に負けない賃上げを起点とし、所得と経済全体の生産性の向上を図っていきましょう、引き続き、中小企業の方々も含め、労使の皆様方の御協力をお願い申し上げます。

以上でございます。ありがとうございました。

○赤澤新しい資本主義担当大臣

ありがとうございました。

プレスの皆様は退室をお願いいたします。本日も取材ありがとうございました。

(報道関係者退室)

○赤澤新しい資本主義担当大臣

本日も、御自身の発言内容については対外的にお話しただいて結構ですが、他の皆様の御発言についてはお控えいただくようよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、意見交換を終了いたします。ありがとうございました。